

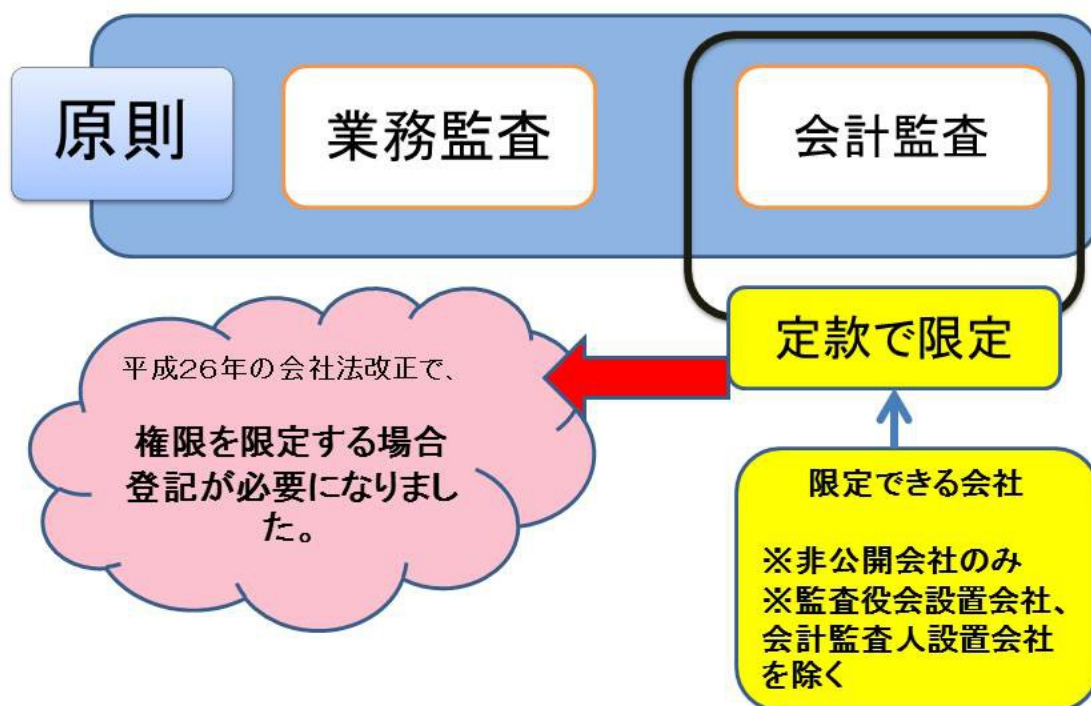
○会社法の改正により

会計監査限定監査役の登記が必要です○

平成26年の会社法の一部改正により、監査役を置いている会社のうち監査役の権限が会計監査に限定されている場合、これを登記しなければならなくなりました。

改正施行後、最初に監査役が就任し又は退任する時までに限定の登記を申請することとなっています。施行期日は確定していませんが、平成27年5月1日と見込まれています。

監査役の権限



○会計監査に限定された監査役とは○

監査役には業務監査と会計監査の二つの仕事があります。業務監査とは、取締役が会社の職務を法律・定款の決議に従って行っているか、著しく不当な行為はないか監査することです。会計監査とは、会社の作成する計算書類等が適正に処理されているかを監査することです。

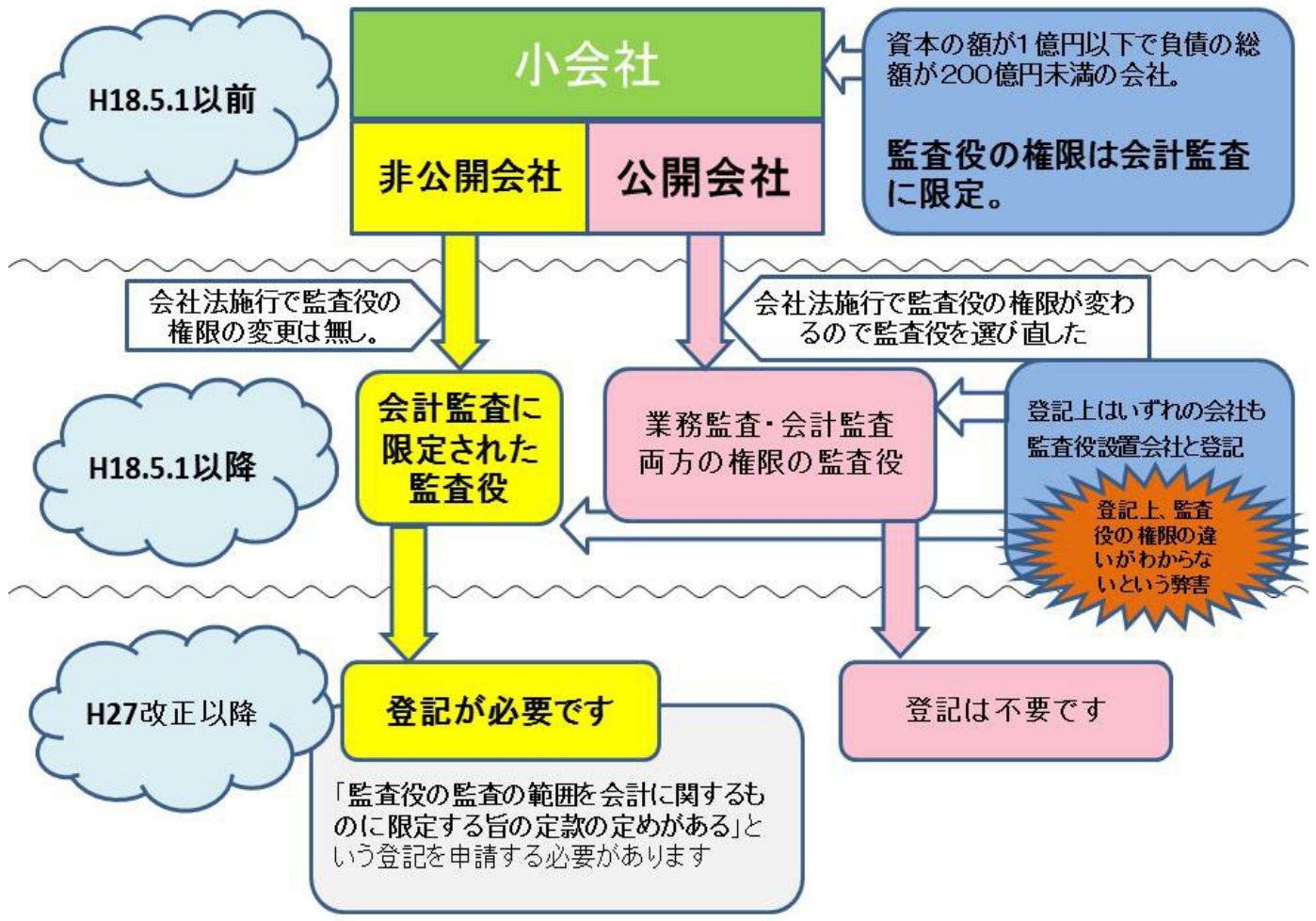
全ての株式につき譲渡制限規定のある会社（監査役会設置会社と会計監査人設置会社は除きます）は、その監査役の権限を会計監査に限定することができます。限定する場合、その旨を定款に記載します。今回の会社法の改正では、この限定の規定がある場合はその旨登記することとなりました。

○会計監査限定の監査役とみなされる場合○

平成18年5月1日の会社法施行前は、会社の規模により監査役の権限が法定されていました。小会社（資本の額が1億円以下で負債の総額が200億円未満の会社）の場合、監査役の権限は株式の譲渡制限規定の有無に関係なく会計監査に限定されていました。平成18年5月1日の会社法施行後も経過措置がおかれ、従前の小会社の定款には監査役の権限を会計監査に限定する定めがあるとみなされました。

公開会社（株式の譲渡制限規定のない会社）は、この経過措置は適用されませんでしたので、会社法施行時に従前監査役は退任し、新たに業務監査、会計監査両方の権限を持つ監査役を選びその旨登記する必要がありました。

定款に監査役の監査権限を会計監査に限定する旨の定めがあるとみなされた小会社であっても後に定款変更により監査役に業務監査権限を付与することは可能です。この場合、従前の監査役は退任します。



H18.5.1以前

小会社

資本の額が1億円以下で負債の総額が200億円未満の会社。
監査役の特権は会計監査に限定。

非公開会社

公開会社

会社法施行で監査役の特権の変更は無し。

会社法施行で監査役の特権が変わるので監査役を選び直した

H18.5.1以降

会計監査に限定された監査役

業務監査・会計監査両方の特権の監査役

登記上はいずれの会社も監査役設置会社と登記

登記上、監査役の特権の違いがわからないという弊害

H27改正以降

登記が必要です

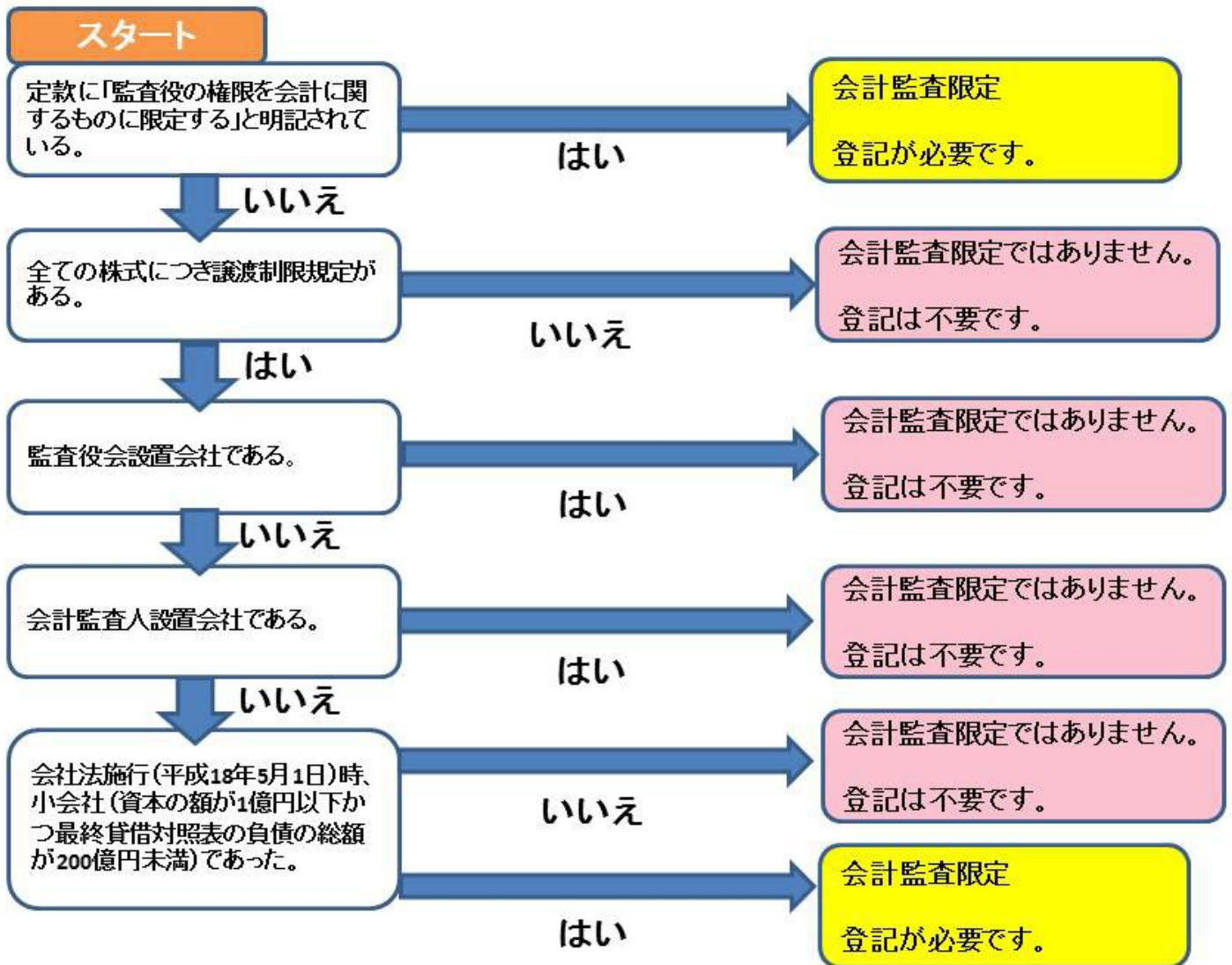
「監査役の特権の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」という登記を申請する必要があります

登記は不要です

○会計監査に限定された監査役と限定されない監査役の違い○

	限定のない監査役	会計監査限定の監査役
監査権限 (会社法381条・389条)	取締役の職務執行全般	取締役の職務執行のうち 会計に関する事項
取締役会への出席及び 意見陳述 (会社法383条)	義務	任意
監査報告	会計監査報告 業務監査報告	会計監査報告
取締役による不正行為又は 法令定款違反行為等がある 場合の取締役(会)への報告 (会社法382条)	義務	適用除外
株主総会議案等についての 調査及び株主総会への報告 (会社法384条)	取締役が株主総会に提出し ようとするすべての議案や 書類	取締役が株主総会に提出し ようとする会計に関する議 案や書類(計算書類、自己 株取得、配当、減資等)
取締役の違法行為差止請求 権 (会社法385条)	有り	無し(株主が行う)
会社・取締役間の訴えにお ける会社の代表 (会社法 386条)	監査役	代表取締役 又は株主総会、取締役会が 定める代表者

○監査役の権限の確認の仕方○



※個別具体的な適用、この機会に合わせての定款の見直し等につきましては、弊所担当者へご相談下さい。